

令和5年第3回教育委員会臨時会 会議録

1 開催日時 令和5年5月30日（火）午後2時～午後2時10分

2 開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

3 出席者

【教育長】 水田 博和

【委員】 向 文緒

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 河合 香吏

【事務局】 教育部長

西野 正康

教育総務課長

中山 一徳

同 課長補佐

田之上 愛子

同 担当主査

加藤 恵子

同 主任

倉知 美香

学校教育課主幹

加藤 喜英

同 指導主事

梶田 英男

同 課長補佐

梶原 和行

4 議題

(1) 議案に対する意見について

(2) 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について

5 議事概要

教育長

本日の傍聴者はありません。

春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、議事録署名人は、向委員を指定。

1 議題

教育長

(1) 議案に対する意見について

学校教育課主幹	資料に基づき「春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について説明。
向委員	今は、一般の方は保険証を使用するという選択肢も残っているが、生活保護受給者は、基本的に保険証に準ずるものとして個人番号を必ず使用するというのか。
学校教育課課長補佐	生活保護受給者は、個人番号を使用することなく医療受給者証の発行を受け使用しているので、受診にあたり、必ず個人番号が必要ということではない。
向委員	個人番号を使用するケースがあるので、条例に加えるということか。
学校教育課課長補佐	そのとおりである。
向委員	生活保護受給者に対しては、医療の補助をしていると思うが、それに準ずる方は認定などしているのか。
学校教育課課長補佐	要保護と準要保護という区分を設けて就学援助を行っている。
向委員	そういった人の個人番号は、この条例の文言の中で対応可能なのか。
学校教育課課長補佐	生活保護法が適用される日本人に関しては、すでに個人番号を使用することが規定されている。外国人については、生活保護法ではなく生活保護法に準ずる支援という形で行っており、規定がない外国人を保護するために外国人保護関係情報という新しい言葉がこの条例の中で規定し、今回改正を行うものである。
向委員	今回、外国人保護関係情報が加わったということで、条例に入れたというのはわかるが、準要保護者は漏れることはないのか。生活保護受給者はこの文言で照会ができるが、準要保護者はこの文言で

	照会できるのか。もしくは、照会する必要があるのか。
学校教育課課 長補佐	準要保護、いわゆる生活保護に準ずる形で支援をしているというのは学校教育課の就学援助に特化した制度である。生活保護を受給しているか受給していないかに関わらず、学校教育課で就学援助の要件を満たせば補助をするということである。
向委員	医療券の発行については、個人番号は必要ないのか。
学校教育課課 長補佐	(個人の特定ができればよく、券の発行自体には必要ではないという意味で) そのとおりである。
教育長	採決の結果、全員一致で「意見なし」と決定。
教育長	(2) 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について
学校教育課主 幹	資料に基づき「春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和 5年 7月 13日

教育長 水田 博和

署名人 向 文緒